

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 愛南町は、愛媛県の最南端に位置し、北は宇和島市、東は宿毛市にそれぞれ接している。山の稜線が町の北側を走り、僧都川が町の中央部を貫流し、宇和海に面した美しいリアス式海岸の深い入り江は、漁港あるいは養殖漁場として利用されている。

年平均気温は16.5～17.0℃と比較的温暖で、年間降水量も多い。また、夏から秋にかけて台風の被害を受けることがよくあり、さらに冬期は季節風も強く、風速20mを超えることもしばしばある。

本町の水田地帯は、僧都川支流の中小河川沿いの沖積層平坦地域に開け、それらをめぐる丘陵地帯が果樹畑地帯となっている。総世帯数に占める農家の割合は10.7%で、うち販売農家は6.9%である。今後は、特に柑橘、園芸部門において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び、農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、本町農業・農村の活性化を図るため、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手たる青年等を育成確保するという観点に立ち、

- 新しく農業を志す就農希望者の掘り起こしから就農に至る過程のきめ細やかな支援
- 新たな就農者が優れた農業経営者として育つための支援
- 若者をはじめとした就農者が希望を持って定着するための環境づくりの支援
- 関係者が一体となった支援活動の強化

に取り組みながら、新規就農青年等の確保育成をより一層推進するものとする。

2 本町は、農業地域類型としては田畑型中間農業地域に属し、営農類型は主として「柑橘＋水稻」で、主要柑橘は甘夏みかん・河内晩柑であるが、近年の農業従事者の高齢化や農産物の価格低迷から、遊休農地の増加が顕著になり始めている。

このため、農業生産の基盤である優良農用地の確保を図ることを基本として愛南農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるとともに、地域の特性を活かしつつ、需要の動向に即した農業生産の再編成と生産性の高い農業を確立するため、区画整理等の基盤整備を進め、集団的な土地利用体制の確立と営農実践グループの育成を図り、さらに地域農業の中心となる経営体と生きがい営農農家が相互に連携し、お互いが役割分担しながら共生していけるような新しい地域営農のシステム（仕組み）を構築することが必要である。また、中山間地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休

化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 本町では、このような地域の農業構造の現状及びその見直しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展目標に即した、本町農業生産の相当部分を担うべき効率的・安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね360万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり概ね2,000時間）の水準を実現したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努め、意欲と能力のある者がこのような農業経営を目指すにあたって、本町はこれを支援する農業経営基盤強化促進事業やその他の措置を総合的に実施する。

なお、農業生産の基盤となる優良農地については、確保を図ることを基本として愛南農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、経営体の担い手としての能力、めざすべき経営体の姿を明らかにして推進することとし、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする具体的な経営の指標については、本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり概ね2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的・安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得250万円）を目標とする。

- 4 まず、本町は、農業協同組合、普及組織等、町農業支援センター等関係機関と十分な連携を図り、総合的な指導支援体制を整備することにより、農村の将来展望とそれを担う経営体を明確にし、経営の発展を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、意欲的な農家や高齢化・兼業化により経営規模縮小を志向する農家、離農跡地や不作付け地など、人と農地に関する情報の収集・提供システムを整備するため、農業委員会の農家台帳システム機能を拡充し、さらに他市町と連携の上、町を超えた農地の流動化にも対応可能な広域的な農地流動

化情報ネットワークシステムの形成を図る。

これに併せて、農地の出し手・受け手の掘り起こしや情報収集活動を一層強化するため、農地流動化推進員に農業協同組合職員の参加を求め、農業委員会及び農業協同組合が連携した活動の展開を図る。

また、農業協同組合による農作業や経営の受委託を希望する農家の掘り起こし、受託農家群・委託農家群の組織化等、農作業受委託促進のための活動を支援強化する。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業（法第 4 条第 3 項）、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 3 項に規定する事業をいう。以下同じ。）及び農地中間管理機構（機構法第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構をいう。以下同じ。）が行う特例事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者、及び法第 14 条の 4 の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の掘り起こしから就農、定着、経営改善に至る各段階に応じた、きめ細やかな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。

①意欲ある青年農業者等を一人でも多く確保し、地域への定着を促進するため、農村青

年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。

②営農形態や農業従事態様の多様化に対応した、効率的かつ安定的な経営体の担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの個別のプログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。

③青年等が進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。

④若者が希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置や指導についても関係機関・団体に協力を求め、認定農業者・**認定新規就農者**に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、制度の積極的な活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 5 本町は、愛南町担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を普及組織等の協力を受けつつ行う。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

愛南町において想定される主要な営農類型について、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本指標を示すと次のとおりである。

(町全域)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<b>土地利用型</b>		(資本装備) 貯蔵庫、貯水槽、収納庫 スピードスプレーヤ (1台) フォークリフト (1台) クローラ運搬車 (1台) 定置配管施設 (一式) 動力噴霧器 (1台) 営農トラック (1台) (技術等) 防除はスピードスプレーヤ	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・社会保険等の加入
・柑橘	経営面積 3.0ha 作目構成 柑橘類 3.0ha			
・柑橘+水稻	経営面積 6.5ha 作目構成 柑橘類 2.5ha 水稻 4.0ha	(資本装備) 貯蔵庫、貯水槽、収納庫 スピードスプレーヤ (1台) フォークリフト (1台) クローラ運搬車 (1台) 定置配管施設 (一式) トラクター (共同) コンバイン (共同) 田植機 (共同) 乾燥機 (共同) 動力噴霧器 (1台) 営農トラック (1台) (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・社会保険等の加入
・柑橘+野菜 (露地)	経営面積 3.0ha 作目構成 柑橘類 2.0ha 野菜 1.0ha	(資本装備) 貯蔵庫、貯水槽、収納庫 スピードスプレーヤ (1台) フォークリフト (1台) クローラ運搬車 (1台) 定置配管施設 (1台) トラクター (共同) 動力噴霧器 (1台) 営農トラック (1台) (技術等) 防除はスピードスプレーヤ 野菜は共同選果場を利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・社会保険等の加入

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稲+作業受託 耕起 代かき2回 田植え 収穫</li> </ul>	<p>経営面積 26.0ha 作目構成 水稲 6.0ha 作業受託 20.0ha</p>	<p>トラクター (1台) コンバイン (1台) 田植機 (1台) 乾燥機 (1台) 管理機 (1台) 動力噴霧器 (1台) 営農トラック (1台) (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記による経営記帳</li> <li>・ 青色申告の実施</li> <li>・ 法人化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・ 農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止</li> <li>・ 社会保険等の加入</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稲+柑橘+野菜 (露地) ※水田裏作に ブロッコリー他</li> </ul>	<p>経営面積 6.0ha 作目構成 水稲 4.0ha 柑橘 0.7ha 野菜 1.3ha</p>	<p>トラクター (共同) コンバイン (共同) 田植機 (共同) 乾燥機 (共同) 動力噴霧器 (1台) 営農トラック (1台) (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記による経営記帳</li> <li>・ 青色申告の実施</li> <li>・ 法人化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・ 農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止</li> <li>・ 社会保険等の加入</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稲+葉たばこ</li> </ul>	<p>経営面積 5.5ha 作目構成 水稲 4.0ha 葉たばこ 1.5ha</p>	<p>(資本装備) 葉たばこ乾燥室 たばこ用乾燥機 (1台) トラクター (共同) コンバイン (共同) 田植機 (共同) 乾燥機 (共同) (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記による経営記帳</li> <li>・ 青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・ 農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止</li> <li>・ 社会保険等の加入</li> </ul>
<p><b>施設型</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稲+野菜 (施設)</li> </ul>	<p>経営面積 0.8ha 作目構成 水稲 0.5ha 野菜 0.3ha</p>	<p>(資本装備) トラクター (共同) コンバイン (共同) 田植機 (共同) 軽量アルミ骨温室 3,000㎡ 温風式暖房機 自動換気装置 (一式) 自動灌水装置 (一式) 出荷調整作業室 冷蔵室 管理機 (1台) (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記による経営記帳</li> <li>・ 青色申告の実施</li> <li>・ 法人化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・ 常時雇用従事者の確保</li> <li>・ 社会保険等の加入</li> </ul>
<p><b>畜産</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肉用牛+水稲 (繁殖)</li> </ul>	<p>繁殖母牛 50頭 水稲 1.0ha</p>	<p>(資本装備) 牛舎、堆肥舎 運搬車(1台) ボブキャストローダー(1台) トラクター (共同) コンバイン (共同) 田植機 (共同) 乾燥機 (共同) 営農トラック (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記による経営記帳</li> <li>・ 青色申告の実施</li> <li>・ 法人化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・ 社会保険等の加入</li> </ul>

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(町全域)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<b>土地利用型</b>		(資本装備)		
・柑橘	経営面積 2.1ha 作目構成 柑橘類 2.1ha	貯水槽、収納庫 動力噴霧器 (1台) 営農トラック (1台)	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・労働保険等の加入
・柑橘+水稲	経営面積 4.6ha 作目構成 柑橘類 1.8ha 水稲 2.8ha	(資本装備) 貯水槽、収納庫 トラクター (共同) コンバイン (共同) 田植機 (共同) 動力噴霧器 (1台) 営農トラック (1台) (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・労働保険等の加入
・柑橘+野菜 (露地)	経営面積 2.1ha 作目構成 柑橘類 1.4ha 野菜 0.7ha	(資本装備) 貯水槽、収納庫 トラクター (共同) 動力噴霧器 (1台) 営農トラック (1台) (技術等) 野菜は共同選果場を利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・労働保険等の加入
・水稲+作業受託 耕起 田植え 収穫	経営面積 18.2ha 作目構成 水稲 4.2ha 作業受託 14.0ha	トラクター (1台) コンバイン (1台) 田植機 (1台) 動力噴霧器 (1台) 営農トラック (1台) (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・労働保険等の加入
・水稲+柑橘 +野菜 (露地) ※水田裏作に ブロッコリー他	経営面積 4.2ha 作目構成 水稲 2.8ha 柑橘 0.5ha 野菜 0.9ha	トラクター (共同) コンバイン (共同) 田植機 (共同) 動力噴霧器 (1台) 営農トラック (1台) (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・労働保険等の加入

・ 水稲+葉たばこ	経営面積 <b>3.9ha</b> 作目構成 水稲 <b>2.8ha</b> 葉たばこ <b>1.1ha</b>	(資本装備) 葉たばこ乾燥室 たばこ用乾燥機 (1台) トラクター (共同) コンバイン (共同) 田植機 (共同) (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・労働保険等の加入
<b>施設型</b>				
・ 水稲+野菜 (施設)	経営面積 <b>0.6ha</b> 作目構成 水稲 <b>0.4ha</b> 野菜 <b>0.2ha</b>	(資本装備) トラクター (共同) コンバイン (共同) 田植機 (共同) 軽量アルミ骨温室 <b>2,000 m<sup>2</sup></b> 温風式暖房機 換気装置 (一式) 灌水装置 (一式) 出荷調整作業室 冷蔵室 管理機 (1台) (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用従事者の確保 ・労働保険等の加入
<b>畜産</b>				
・ 肉用牛+水稲 (繁殖)	繁殖母牛 <b>35頭</b> 水稲 <b>0.7ha</b>	(資本装備) 牛舎、堆肥舎 運搬車(1台) ボブキャストローダー(1台) トラクター (共同) コンバイン (共同) 田植機 (共同) 営農トラック (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
41.0 %	

○効率的かつ安定的な農業経営の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別団体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は平成35年とする。

#### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、愛南町担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市町村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、愛媛県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、本町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 愛南町は、農地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は**農地所有適格法人**（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する**農地所有適格法人**をいう）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（**農地所有適格法人**にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に

利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
  - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
  - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（**農地所有適格法人**にあつては、常時従事者たる構成員をいう）がいるものとする。
  - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（**農地所有適格法人**にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 3 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び法第 7 条に規定する事業を行う農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（**農地所有適格法人**、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、

農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ **農地所有適格法人**の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該**農地所有適格法人**に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該**農地所有適格法人**に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。なお、**農地所有適格法人**による利用権の設定等を行うため当該**農地所有適格法人**の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該**農地所有適格法人**の経営の育成に資するようにするものとし、農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

## （3）開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から

「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 25 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知、以下「基本要綱」という）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### （４）農用地利用集積計画の策定期期

① 本町は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### （５）要請及び申出

① 本町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 本町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域

内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的と

する権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係(①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む)及びその支払(持分又は株式の付与を含む)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

## (8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

## (9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規

定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑤までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第 16 条の 2）があった場合は、その写しを本町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部

分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本町の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。
- ④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 本町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業の活用を図るものとする。本町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 本町は、町全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことにより農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 本町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の

自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむえないものとする。

### （3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### （4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### （5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について愛南町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」と

いう。) で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農業地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体 (以下「認定団体」という。) は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者 (所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者) である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者 (特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。) に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及組織等、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、愛南町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託あっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

## (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体等との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

普及組織等、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、農地利用集積円滑化団体等と連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢となるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

青年就農給付金事業（準備型）認定研修機関、普及組織等、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために愛南地区青年農業者協議会への参加を促すとともに、各種団体との交流など多様な支援を行う。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割

就農に向けた情報提供及び就農相談、就農後の営農指導、農地の確保については、再生協議会、普及組織等、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、農地利用集積団滑化団体、青年農業者育成対策協議会、若い農業者育成対策推進会議等、各組織が役割を分担し、連携しながら各種取組を進める。集落では、新規就農者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニケーションづくりを行う。

## 7 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項

(1) 本町は、県下一円を区域として、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例

事業を行う公益財団法人えひめ農林漁業振興機構とともに、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- (2) 愛南町、再生協議会、農業委員会、農業協同組合、農地集積円滑化団体等は、農地中間管理機構が行う中間管理・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

## 8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、和口地区県営ほ場整備事業（平成4年度～平成8年度）、長月地区県営ほ場整備事業（平成5年度～平成9年度）、緑地区県営ほ場整備事業（平成4年～平成14年度）、県営中山間総合整備事業ほ場整備事業（平成13年度～平成19年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、育苗センター、集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。また、21世紀型水田営農モデルほ場整備促進事業、担い手育成基盤整備事業により、農地の集積を図る。

イ 本町は、南宇和地区広域農道整備事業（平成元年度～平成10年度）の推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

ウ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

- (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

本町は、再生協議会、農業委員会、普及組織等、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

## ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、愛南町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本町においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

(1) 本町における農地利用集積円滑化事業は、本町全域を対象として行うことを基本とする。

(2) 本町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、本町の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

(3) 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施

地域が偏ることがないように、本町が町全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
  - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
  - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
  - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
  - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
  - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
  - ウ 農用地等の管理に関する事項
  - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、愛媛県農業会議、本町農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

#### (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本町から承認を得るものとする。
- ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
  - ア 基本構想に適合するものであること。
  - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
  - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、愛媛県農業会議、本町農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 本町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 本町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の掲示板への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

### (3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 本町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 本町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農

地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 本町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 本町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を本町の掲示板への掲示により公告する。

(4) 本町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

① 本町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 本町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするとき愛南町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 本町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 本町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の掲示板への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱に定める参考様式5の契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
  - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
  - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
  - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

#### (8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、普及組織等、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

#### (9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、普及組織等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

また、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業及びその他農地流動化関連施策との連携を図るものとする。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

1. この基本構想は、平成28年 月 日から施行する。